

佐久市国土強靱化地域計画

令和3年3月

佐 久 市

佐久市国土強靱化地域計画 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 <u>策定趣旨</u>	2
2 <u>計画の性格</u>	3
3 <u>計画の目的</u>	4
4 <u>計画期間</u>	4
5 <u>佐久市の地域特性</u>	5
第2章 基本的な考え方	12
1 <u>総合目標、基本目標</u>	13
2 <u>強靱化推進の基本的な方針</u>	14
3 <u>脆弱性の分析・評価及び関連施策・強靱化の推進方針の検討</u>	15
4 <u>計画の推進</u>	16
5 <u>対象とする自然災害（リスク）</u>	17
6 <u>「基本目標」と「起きてはならない最悪の事態」</u>	19
第3章 取り組むべき事項	21
1 <u>強靱化の推進方針の概要</u>	22
2 <u>具体的な強靱化の推進方針・関連事業</u>	23
3 <u>施策分野ごとの「関連施策」（再掲）</u>	54
第4章 資料編	61
1 <u>府省庁の補助金・交付金等活用予定事業一覧</u>	62
2 <u>道路事業個別路線一覧</u>	62

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

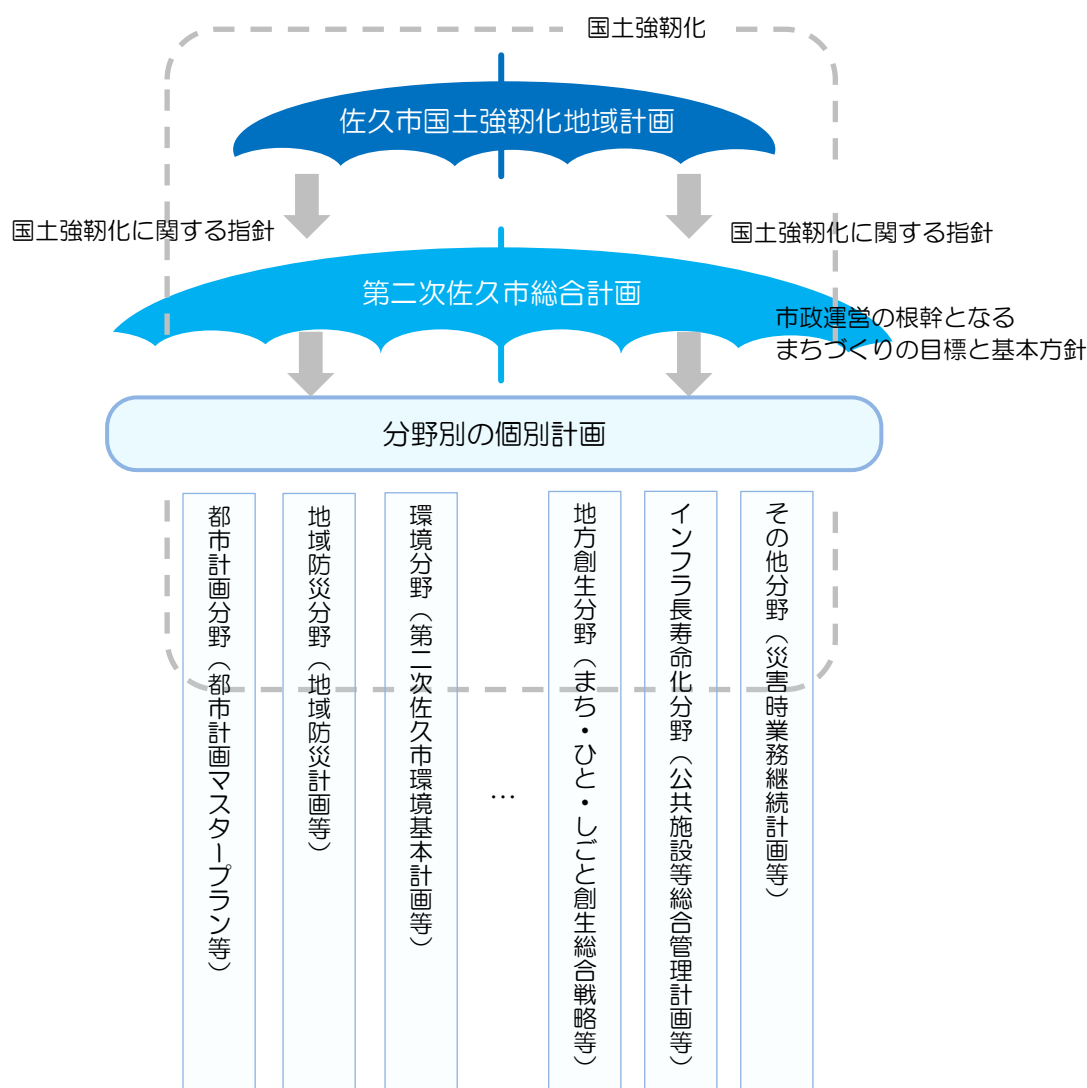
- 本市では、「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」に向けて、あらゆる自然災害に対応できるようにするため、地域防災計画の点検と見直しを行い、防災体制・防災対策の強化を推進してきました。しかし、近年全国的な増加傾向にある台風や集中豪雨等による風水害のほか、大雪による雪害、浅間山の火山災害等の大規模自然災害に対して、「命を守る」ための備え方が問われています。
- 国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」といいます。）を公布・施行し、翌年 6 月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。
- 長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、事前の備えに取り組むことを目的として、平成 29 年 3 月に「第 1 期長野県強靱化計画」を策定した後、災害対応などを通じて得られた新しい知見や教訓をもとに、平成 30 年 3 月に、「第 2 期長野県強靱化計画」（以下「県計画」といいます。）として改定を行いました。
- 本市では、これまで佐久市地域防災計画の見直しや佐久市災害時業務継続計画の策定、佐久市防災マップや浅間山火山防災マップの作成などを行い、誰もが安心して暮らし続けることができる安心・安全なまちづくりを推進してきました。

特に、昨今の災害は被害が甚大になることが多く、佐久市にも甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風のほか、令和 2 年 7 月豪雨や平成 30 年 7 月豪雨などの風水害、平成 30 年の大阪北部地震、北海道胆振東部地震や平成 28 年の熊本地震といった震災など、全国各地で大きな被害を出した災害が頻発しています。

こうした過去の災害の教訓や国・県の動向を踏まえて、現在の取組をさらに推進し、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、より強くしなやかな地域の構築を目指すため、本市の強靱化に関する指針となる「佐久市国土強靱化地域計画（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

2 計画の性格

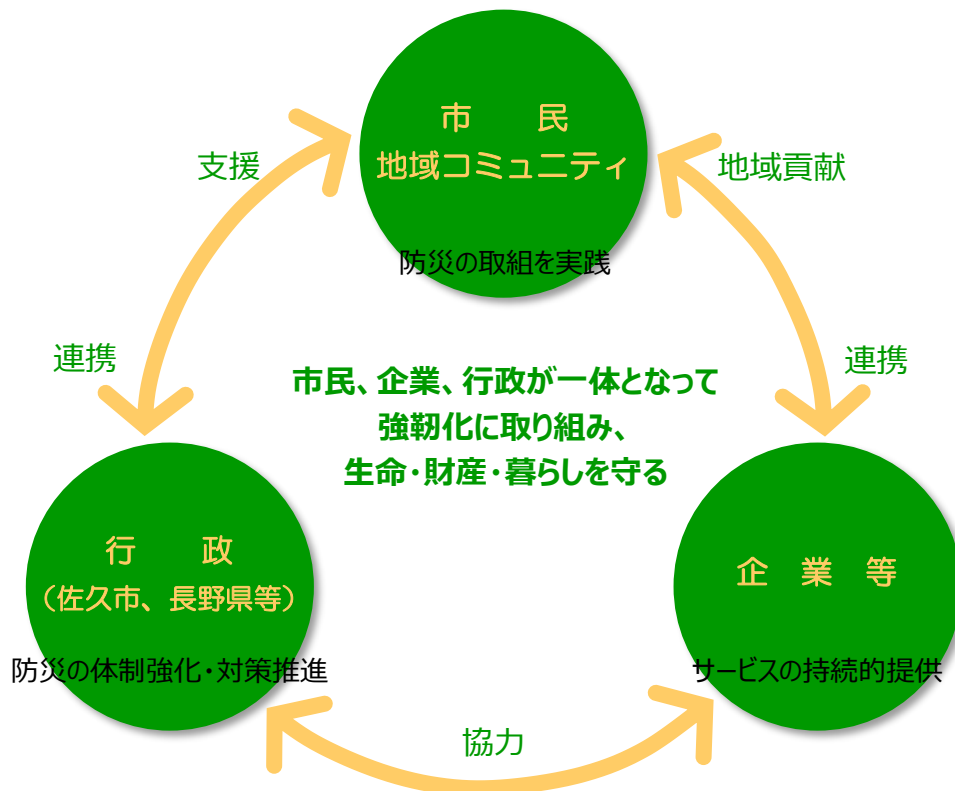
- 本計画は、大規模自然災害に対する市の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び被災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、地域強靱化の観点から本市における様々な分野の計画等の指針としての性格を有するものです。
- 本計画は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までの国際開発目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : 以下「SDGs」といいます。）」の視点を持って取り組みます。



アンブレラ計画としての佐久市国土強靱化地域計画の位置付け

3 計画の目的

- 近年、全国各地で記録的な豪雨、豪雪といった異常気象や地震等による大規模災害が発生し、生命・財産・日常の暮らしに大きな影響を与えています。日常生活や社会経済活動を確実に営み続けるためには、一人ひとりの安心・安全な暮らしを確保することが課題となります。
- 大規模災害発生時、生命を守り、財産・日常の暮らしへの被害を最小限に食い止め、迅速に復旧復興するため、行政のみならず市民や企業等も一体となって事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること、すなわち「強靱化」を意識することが必要です。
- 本計画は、過去に発生した多くの災害の教訓を踏まえ、「市民、企業、行政が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守る」ことを目的とします。



4 計画期間

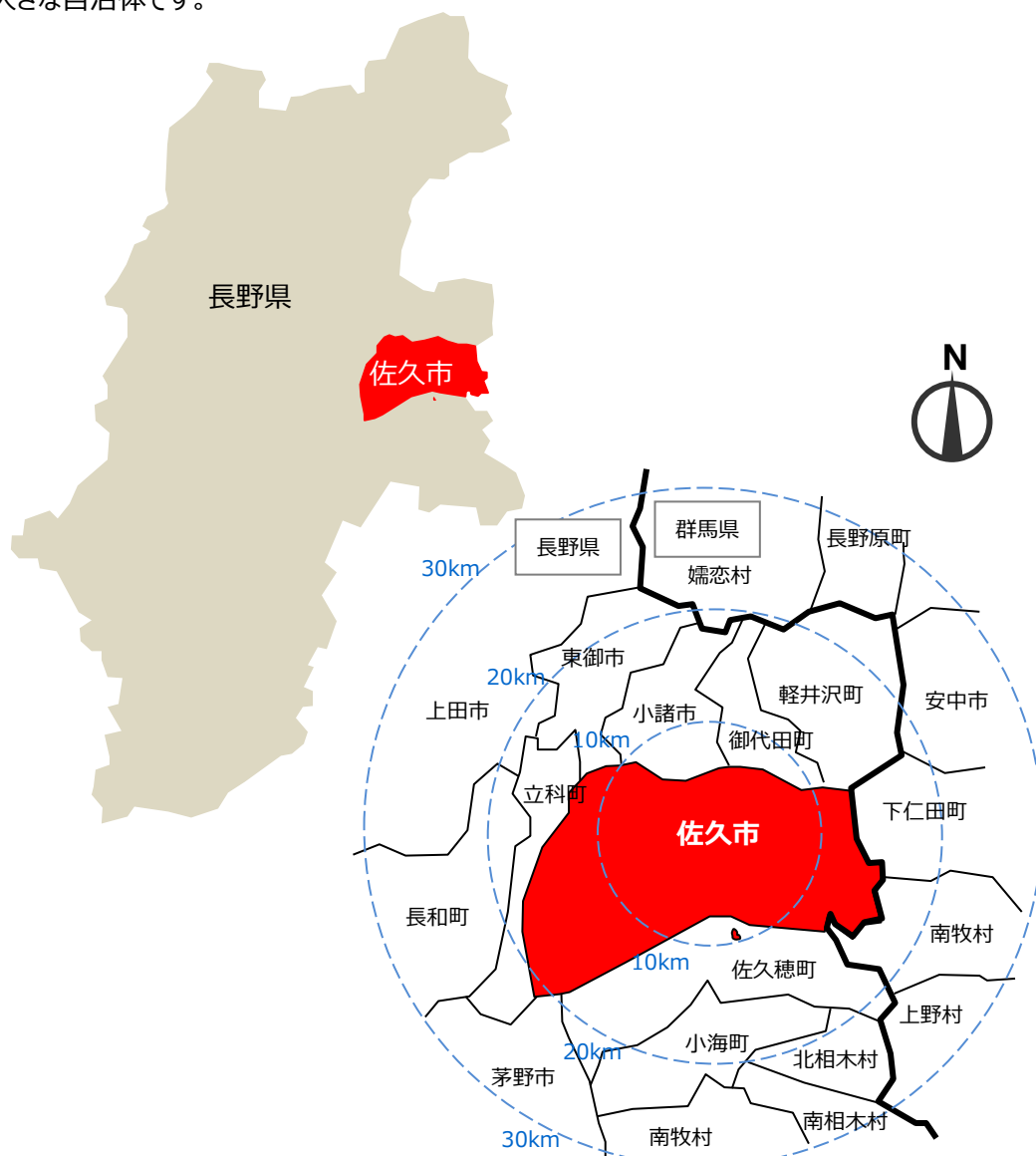
- 計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 佐久市の地域特性

(1) 自然的特性

I 位置及び面積

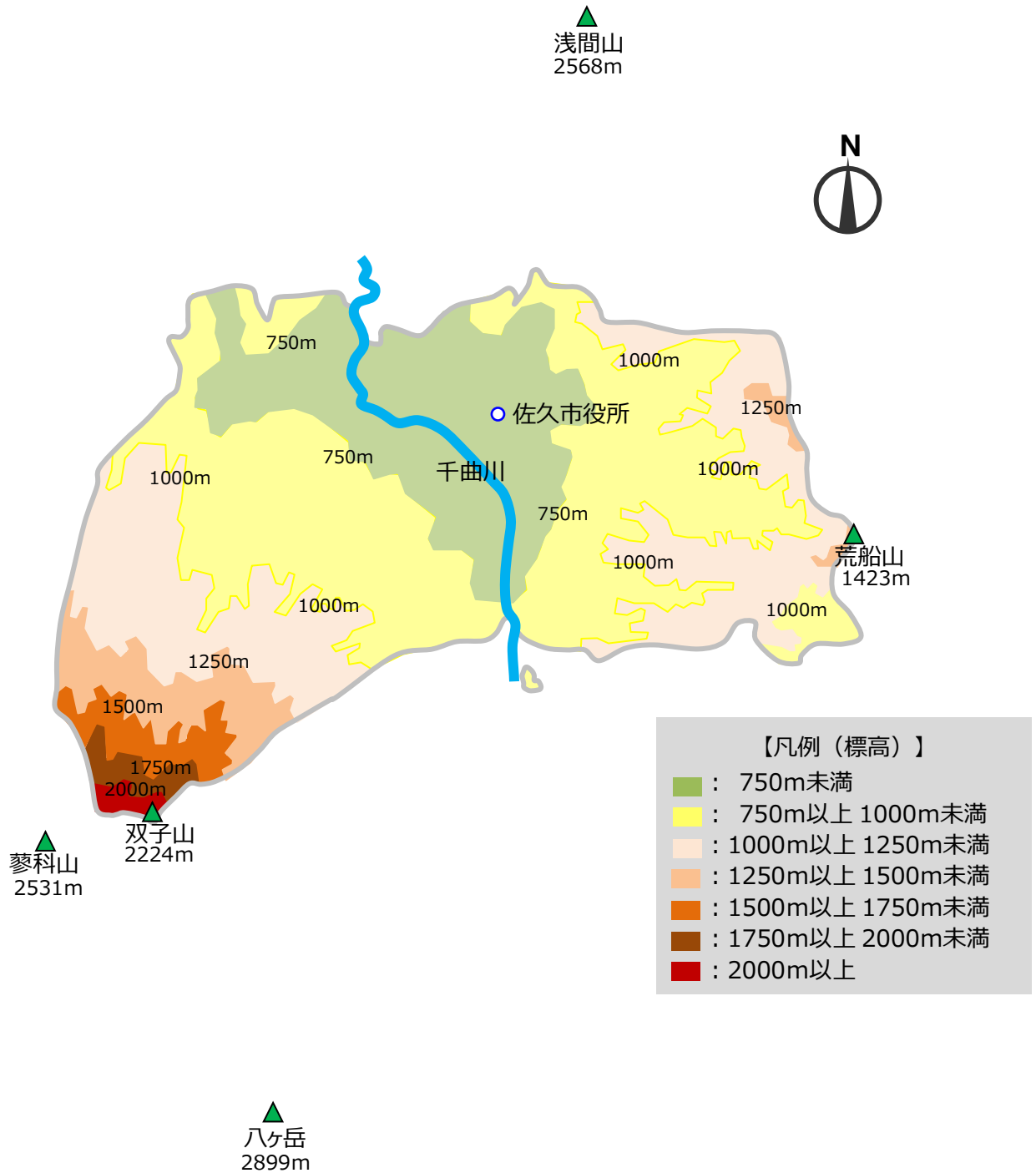
- 本市は長野県の東部に位置し、北は軽井沢町、御代田町、小諸市、東御市、西は立科町、南は茅野市、佐久穂町、東は群馬県の下仁田町や南牧村とそれぞれ隣接しています。
- 市域は東西 32.1km、南北 23.1km に及び、面積は 423.51 km²で長野県下では 8 番目に大きな自治体です。



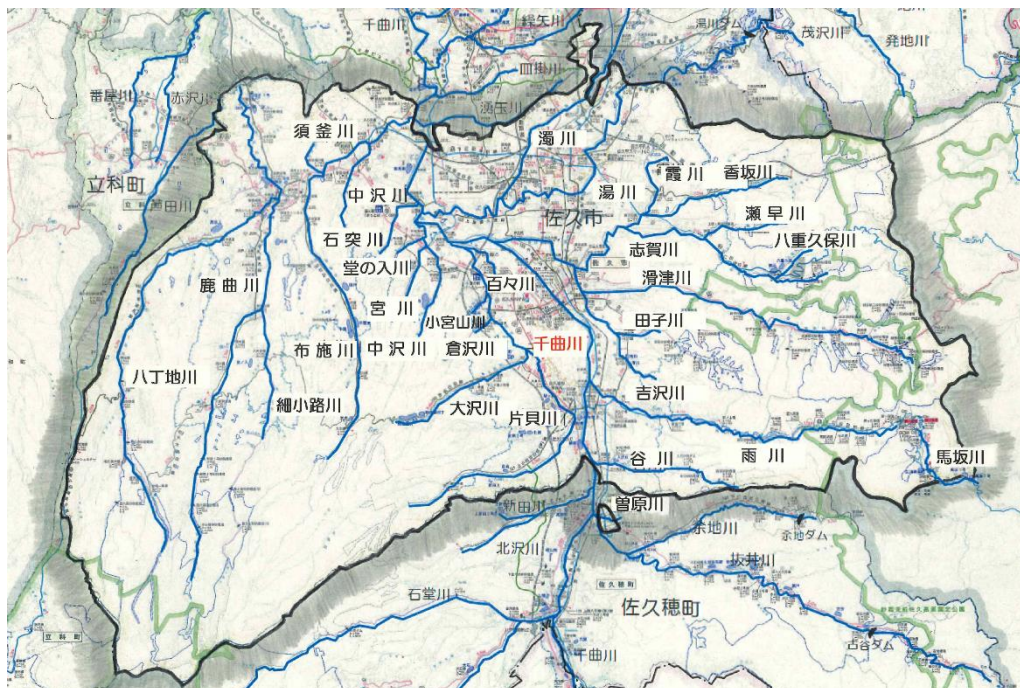
佐久市の位置図

II 地形

- 本市の地形は、長野県下 4 つの平の一つである佐久平の中央にあり、北に浅間山（上信越高原国立公園）、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）に囲まれ、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれた高原都市です。



佐久市の地形図（1/250,000）



佐久市内の一級河川（30 河川）（1/250,000）

Ⅲ 土地

- 本市の土地を地目別面積で見ると、市域面積の約 40%が山林、約 20%が農地、約 6%が宅地となっています。このうち、宅地面積は増加傾向にあります。

Ⅳ 気象

- 本市は四方を山々に囲まれた盆地にあり、気温の較差が大きく、降水量が少ない地域です。特に、晴天率の高さから国内でも有数の日照時間を誇るなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地です。

(2) 社会的特性

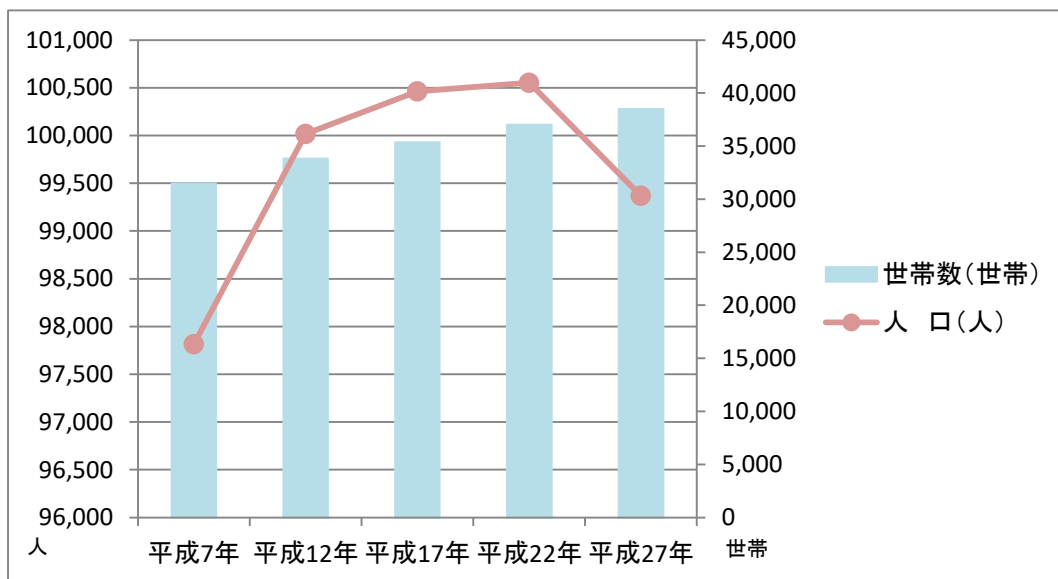
I 人口及び世帯数

- 国勢調査によると、平成 27 年の本市の人口は 99,368 人で県内第 5 位の人口規模となっています。人口は昭和 45 年以降ずっと増加傾向で推移してきましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけては 45 年振りに減少へ転じ、1.2%減（▲1,194 人）となっています。
- 一方、平成 27 年の世帯数は 38,487 世帯で県内第 4 位の世帯数規模となっており、平成 22 年からは 3.9%増（+1,455 世帯）となっています。世帯数は増加傾向にありますが、世帯当たり人員は減少して世帯の小規模化が進んでいます。

人口・世帯数の動向（H7 年～H27 年）

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口（人）	97,813	100,016	100,462	100,552	99,368
世帯数（世帯）	31,483	33,836	35,362	37,032	38,487
世帯当たり人員（人/世帯）	3.11	2.96	2.84	2.72	2.58

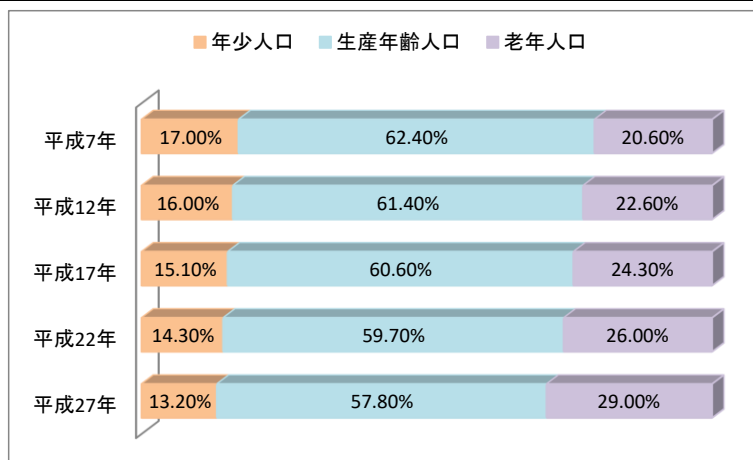
資料：国勢調査



- 年齢3区分別人口の推移を平成27年までの20年間で見ると、年少人口は人口構成比で3.8%減（▲3,472人）、生産年齢人口は人口構成比で4.6%減（▲3,649人）、老年人口は人口構成比で8.4%増（+8,676人）と、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0～14歳)	16,597人 (17.0%)	16,000人 (16.0%)	15,164人 (15.1%)	14,407人 (14.3%)	13,125人 (13.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	61,041人 (62.4%)	61,443人 (61.4%)	60,881人 (60.6%)	60,019人 (59.7%)	57,392人 (57.8%)
老年人口 (65歳以上)	20,175人 (20.6%)	22,573人 (22.6%)	24,417人 (24.3%)	26,126人 (26.0%)	28,851人 (29.0%)



資料：国勢調査

- 佐久市人口ビジョン（令和2年3月改訂）によると、本市の将来人口は令和42年時点の国立社会保障・人口問題研究所による推計値では72,436人まで減少するところを、合計特殊出生率の上昇による自然増、若い世代を中心とした人の流れを呼び込む社会増により、目標人口を86,000人と定めています。



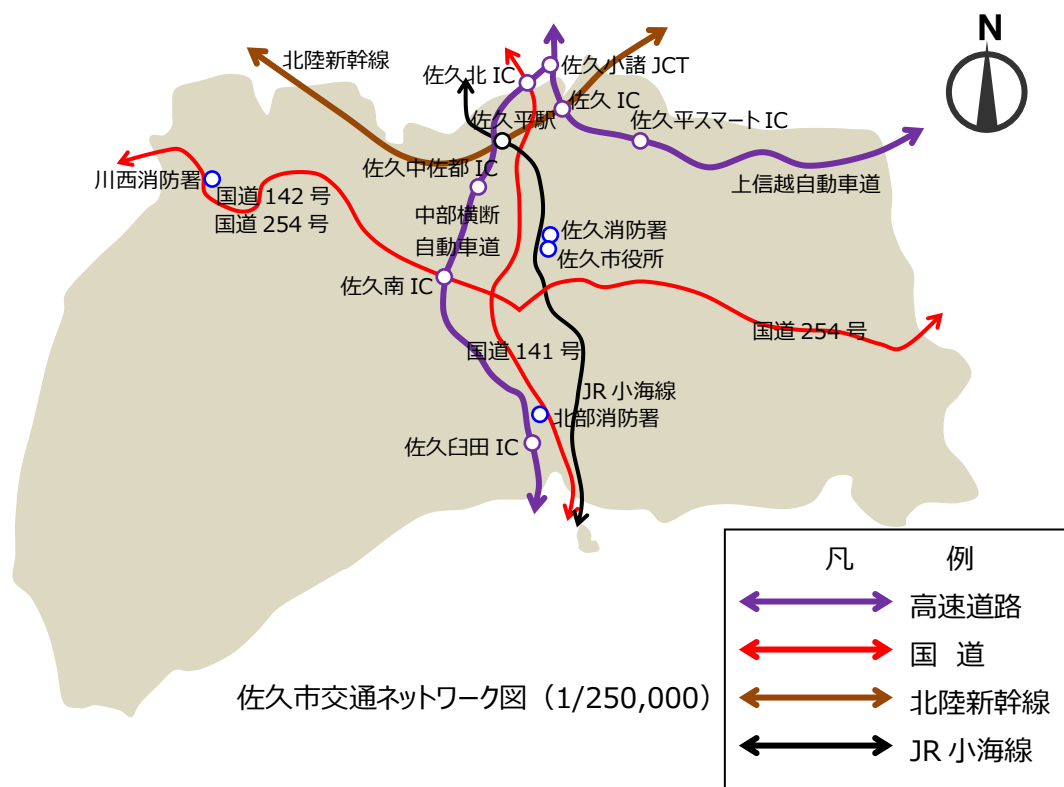
人口の将来見通し

II 産業

- 本市では、産業構造の変化に伴い、第2次・第3次産業の従業者の割合が大多数を占める状況にあります。
- 農業では、高燥冷涼な気候を活かした米、高原野菜、花卉、果実等の生産が盛んに行われていますが年々生産額は減少しており、農家数・農業就業人口はともに減少しています。
- 水産業では、「佐久鯉」が地域団体商標登録され、佐久のブランドの一つとなっているほか、内水面養殖業も特徴的に行われています。
- 工業では、食料品、電子部品、電気機器、輸送用機械器具製造業等の業種を中心に操業されていますが、製造品出荷額は減少傾向にあります。また、交通の利便性や災害の少なさ等の地域の特徴を活かし、企業誘致を進めています。
- 商業では、地域密着型の個性的商店街を目指した取組が進められる一方で、大型店立地による商業集積が進み、周辺からの消費者を集めています。店舗数や売り場面積はともに減少しています。

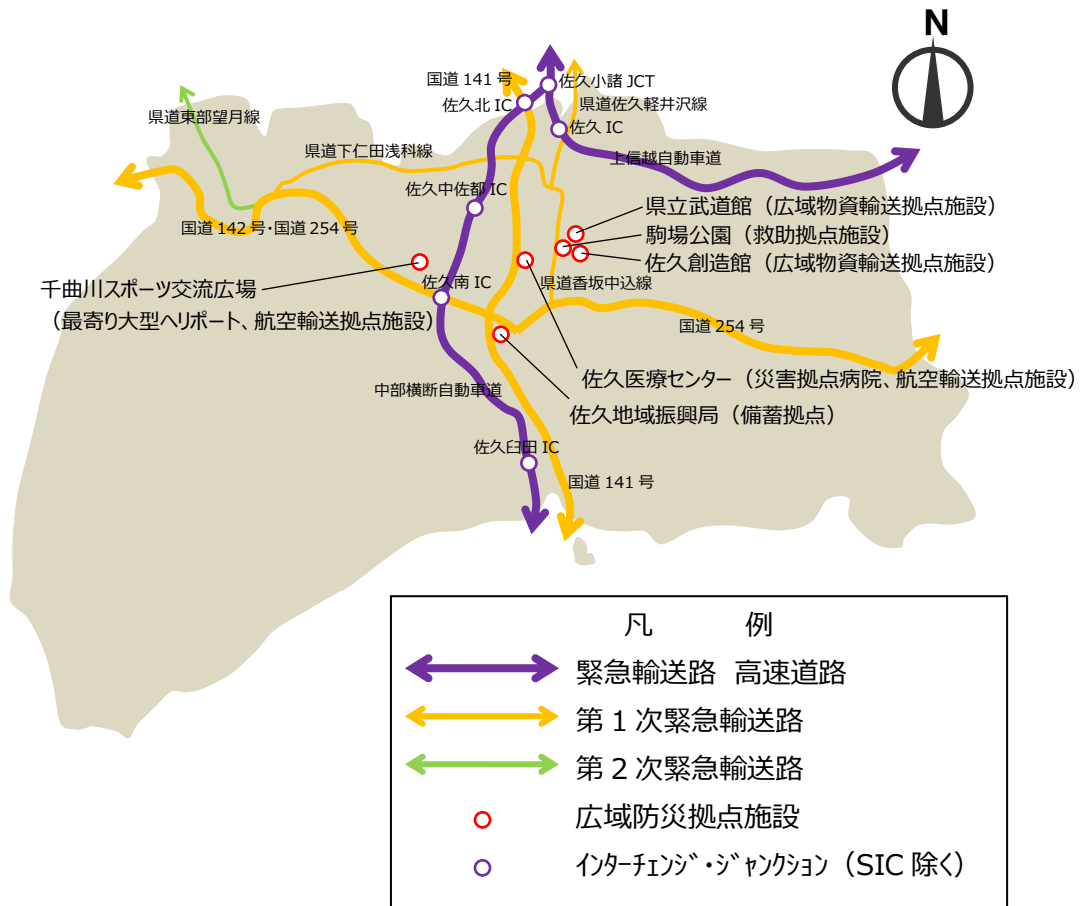
III 交通ネットワーク

- 本市は、北陸新幹線や上信越自動車道、中部横断自動車道の整備によって首都圏や周辺都市へのアクセス性が飛躍的に向上し、高速交通網の結節都市となっています。また、市域の南北方向は国道141号が、東西方向は国道142号・254号が幹線道路となっています。



IV 緊急輸送路

- 本市において、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路や国道及びこれらを連絡する県道と広域防災拠点施設を相互に連絡する道路を、緊急輸送路として国により指定されています。



佐久市緊急輸送路ネットワーク図 (1/250,000)

第2章 基本的な考え方

1 総合目標、基本目標

- 国が強靱化に向けて設定した「基本目標」「事前に備えるべき目標」との調和を図りつつ、県計画において設定された「総合目標」「基本目標」に準拠し、本計画において、起こりうる事態に対して以下のとおり「総合目標」「基本目標」を設定します。

○総合目標

多くの災害から学び、いのちを守るまちづくり

過去に発生した多くの災害の教訓から学び、今後の対策に生かすことで、「いのちを守るまちづくり」を推進します。

○7つの基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- IV 流通・経済活動を停滞させないこと
- V 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- VI 二次的な被害を発生させないこと
- VII 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

総合目標をもとに、大規模自然災害を想定し、具体化した「基本目標」として7つ設定しました。

これまで築いてきたまちを更に魅力あるまちとして将来世代へ引き継いでいくため、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえた取組を進めていきます。

◆本計画の施策で踏まえるSDGsの主な視点（ゴール）



2 強靱化推進の基本的な方針

- 本市の強靱化に当たっては、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり」という国土強靱化の理念を踏まえるとともに、過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

(1) 国土強靱化地域計画の取組姿勢

- 激甚化する風水害・土砂災害、切迫する巨大地震に対し、国、県、佐久市の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- 佐久市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から吟味しつつ、取組に当たること。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組に当たること。
- 佐久市のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること。
- 効果的な施策を推進するための体制を早急に整備すること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

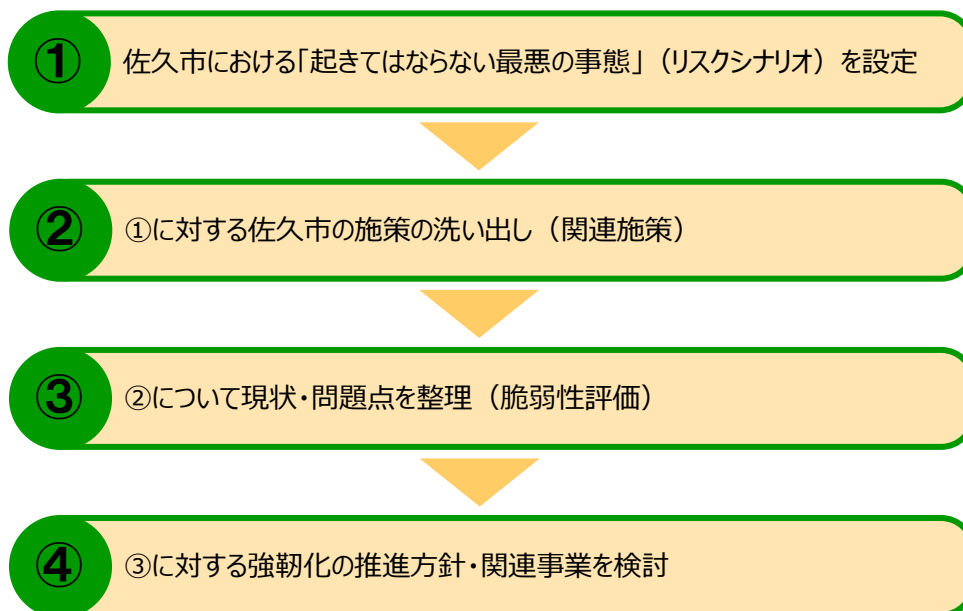
- 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- 「自助・共助・公助・近助」に基づき、行政と事業者や市民が連携し、施策を推進すること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

3 脆弱性の分析・評価及び関連施策・強靱化の推進方針の検討

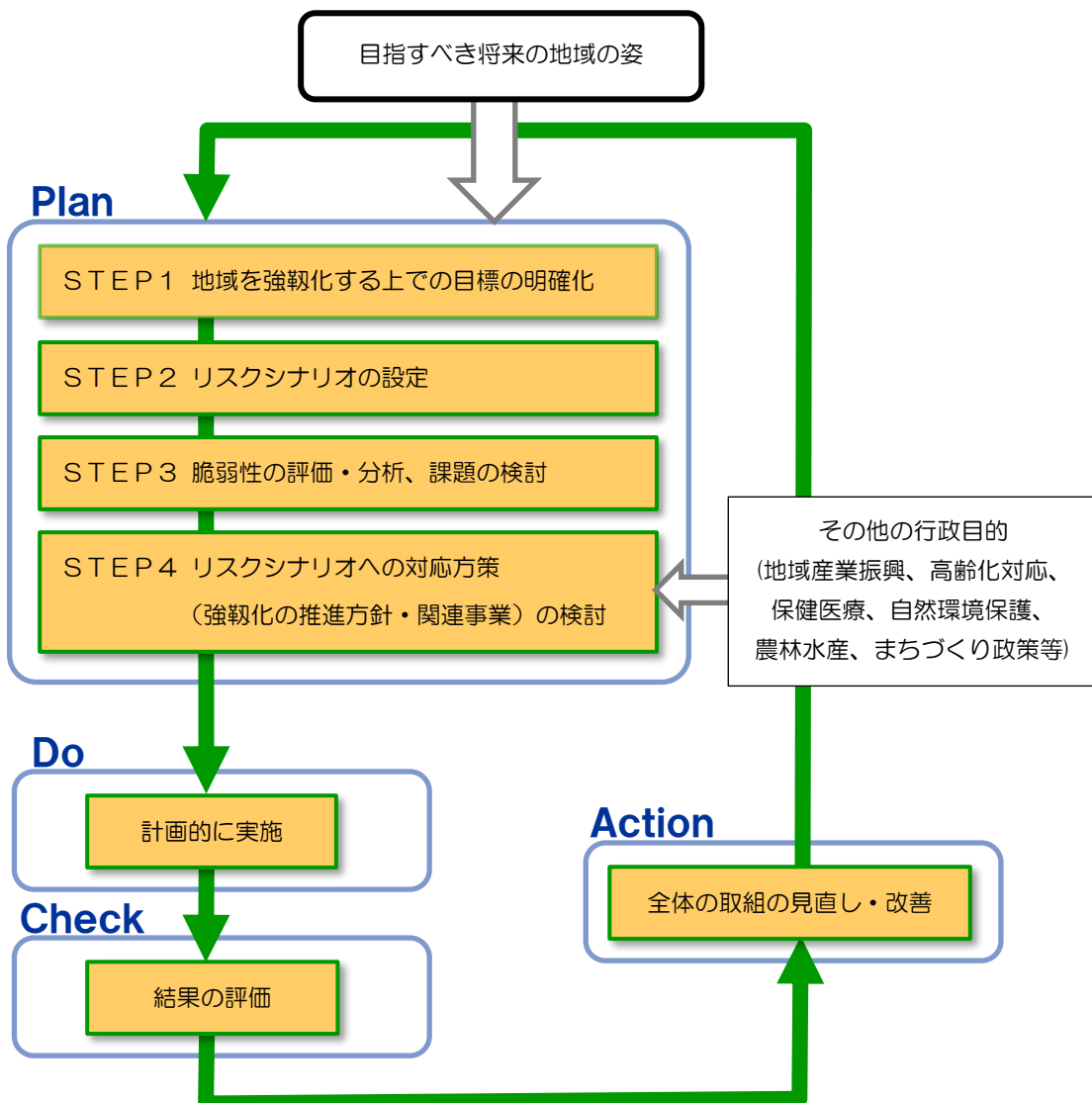
- 国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、国土強靱化基本法にて「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされており、これに対する各省庁の施策について横断的に評価しています。
- また、国は脆弱性評価結果に基づき、今後必要となる施策の検討を実施しています。
- 県においても、国を参考に脆弱性評価及び施策の検討を実施しています。
- 本計画においても、以下の流れで今後必要となる施策（関連施策）の検討を行います。



- 脆弱性評価結果については、第3章 取り組むべき事項 2 具体的な強靱化の推進方針・関連事業 に記載しています。

4 計画の推進

- 本計画を効率的かつ効果的に推進するためには、それらの施策の達成状況を評価し、今後発生するであろう災害のリスクシナリオも加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要です。そのため、PDCA サイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、施策の見直しを行います。
- 大規模自然災害の発生などにより、それまでに認識されていなかったが早急な整理を必要とする問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



佐久市国土強靱化地域計画の施策見直しサイクルイメージ図

5 対象とする自然災害（リスク）

- 本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の4つの自然災害を対象とします。

（1）風水害

- 本市における風水害は、大半が台風によるものでありますが、近年は集中豪雨に伴う中小河川の氾濫による水害や土砂災害が増加しています。
- 近年の大きな風水害としては、令和元年東日本台風（台風第19号）が挙げられます。
 - ・佐久市の人的被害：死者2名、軽傷18名
 - ・佐久市の住家被害
〈罹災証明書の発行件数〉
全壊18件、大規模半壊14件、半壊133件、準半壊38件、一部損壊86件
〈床上床下浸水被害状況〉
床上浸水134件、床下浸水947件
 - ・市道の主な被害状況：351路線、被害額約7.2億円
 - ・一級河川の主な被害状況：26河川200箇所
 - ・農産物、農業施設の被害状況
〈農地・農業用施設箇所数〉
計3,356箇所、被害額約112.1億円
〈生産物被害〉
計88.8ha、被害額約9,600万円
〈施設関係（パイプハウス等）〉
43件、被害額約4,500万円
 - ・林業施設の被害状況（林道）：69路線598箇所、被害額約6.1億円
(資料：令和元年東日本台風（台風第19号）災害対応報告書)

（2）火山災害

- 浅間山の噴火は、過去の例から見て、佐久市民に直接危険が及ぶ可能性は極めて少ないと考えられますが、「浅間山火山噴火災害危険区域予測図作成作業」（平成6年度）で想定された中規模の噴火による本市の被害は、以下のようになっています。
 - ・降下火砕物（降灰）：ほぼ市全域
 - ・空振によるガラスの破損：岩村田・小田井・平根・中佐都及び三井地区全域、
中込・平賀及び志賀地区の一部
 - ・融雪型火山泥流：岩村田、小田井地区の一部
(資料：佐久市地域防災計画)

(3) 地震災害

- 本市における大規模な地震災害の記録はなく、地質学的にも安定地域とされています。
一方、県が平成 27 年 3 月に公表した「第 3 次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内主要活断層帯の内、6 つの活断層による地震を想定し、その中で最も本市に影響があるのは「糸魚川－静岡構造線断層帯」の地震で、その想定震度は、震度 5 強～6 弱とされています。その地震による本市の主な被害想定は、以下のようになっています。
 - ・最大建物被害：全壊・焼失 20 棟、半壊 200 棟（冬 18 時の強風時）
 - ・最大人的被害（死者）：5 人未満（夏 12 時の強風時）
 - ・最大人的被害（負傷者）：50 人（夏 12 時の強風時）（資料：佐久市災害時業務継続計画）

(4) 大雪災害

- 近年の大きな大雪災害としては、平成 26 年 2 月 14 日～15 日の雪害が挙げられます。
 - ・佐久市の被害：農業施設関係 1,798 箇所、被害総額 17.2 億円（資料：佐久市地域防災計画）

6 「基本目標」と「起きてはならない最悪の事態」

○総合目標：多くの災害から学び、いのちを守るまちづくり

基本目標		起きてはならない最悪の事態【リスクシナリオ】		
I	人命の保護が最大限図られること 【命を守る】	1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	
		2	多数の利用者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	
		3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物浸水	
		4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	
		5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	
		6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
		7	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	
II	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 【命を救う】	1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	
		3	警察、消防等による救助・救急活動等の不足	
		4	医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
III	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 【行政・通信機能を確保する】	行政機能	1	市役所をはじめとする地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
			情報通信機能	2
		3		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
IV	流通・経済活動を停滞させないこと 【経済活動を維持する】	1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	
		2	食料・飲料水等の安定供給の停滞	

基本目標		起きてはならない最悪の事態【リスクシナリオ】	
V	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 【命をつなぐ】	1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能停止
		2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		3	地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
VI	二次的な被害を発生させないこと 【二次的な被害を防止する】	1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		4	有害物質の大規模拡散・流出
		5	農地、森林等の荒廃
		6	避難所等における環境の悪化
VII	被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る 【復旧・復興する】	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		4	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第3章 取り組むべき事項

1 強靱化の推進方針の概要

- 第3章は、第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、市の「関連施策」を洗い出し、その施策について「現状・問題点の整理（脆弱性評価）」を行い、脆弱性の評価結果に対する「強靱化の推進方針」「関連事業」を掲載しています。

総合目標の達成及び基本目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）35ケースを回避するため、ハード・ソフトの両面で「関連施策（70項目）」を設定し、強靱化の推進方針を定めます。

2 具体的な強靱化の推進方針・関連事業

I 人命の保護が最大限図られること 【命を守る】

1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

関連施策	住宅の耐震化 【①】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 23 年には長野県北部地震（震度 6 強）や中部地震（震度 5 強）が、また平成 26 年には長野県神城断層地震（震度 6 弱）が発生し、県内で地震がいつどこで発生するか予断を許さない状況です。 ●市内における住宅の耐震化は県と協働して進めていますが、後継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由から、耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。 ●住民の生命・財産の保護のため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、「佐久市耐震改修促進計画」に沿った住宅の耐震化を着実に進めます。【建築住宅課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●とうかい防止事業 【建築住宅課】 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断士の派遣、耐震改修工事に要する経費の補助を行います。 ・広報の活用による耐震改修等の必要性について周知を行います。 ●公営住宅長寿命化事業 【建築住宅課】 <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の長寿命化を図ります。 ●無居住家屋等対策事業 【建築住宅課】

関連施策	無電柱化とブロック塀の倒壊防止 【②】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●地震の揺れや台風の影響を受けて電柱が倒壊すれば緊急車両の通行障害が発生するため、市街地の幹線道路や緊急輸送道路での無電柱化を推進する必要があります。 ●同じく、通学路等に面したブロック塀の倒壊による人的被害防止の対策が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は県と連携して、市街地の幹線道路や緊急輸送道路での無電柱化工事を推進します。【都市計画課】 ●市は、県が行っている建築パトロールや建築物防災週間等の機会を通して、通学路等を中心に危険個所の点検・指導に協力します。【建築住宅課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●無電柱化推進事業【都市計画課】 ●どうかい防止事業【建築住宅課】 安全性の確認できないブロック塀等の撤去に要する経費の補助を行います。 ●佐久平駅南土地区画整理事業地内に整備する幹線道路の無電柱化事業【都市開発室】 佐久平駅南1号線、佐久平駅南2号線及び区20-1号線の電線共同溝を整備します。L=1.6km

関連施策	安全な都市環境の整備 【③】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域内における都市計画道路の整備率は令和2年で77.285%ですが、今後も地震や火災から人命を保護するため、住宅密集地等において、延焼防止や避難路の確保など安全な都市環境の整備が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、用途地域内の都市計画道路整備や市街地整備、都市公園整備により、安全な都市環境の整備を促進します。【都市計画課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●街路（市道）整備関連事業【都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市道16-1号線整備工事（令和7年3月整備予定） ・市道20-2,20-4号線整備工事（令和7年3月整備予定） ・県民佐久運動広場内市道築造工事（令和7年3月整備予定） ●道路事業(交通安全対策事業)【道路建設課】 通学路交通安全プログラムに位置付けられた通学路の交通安全対策等を行います。

2 多数の利用者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

関連施策	大規模建築物の耐震化 【④】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊や天井等が落下した場合には、多くの被災者や被害が発生するため、早期の耐震診断や耐震改修が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は県と協力して、「佐久市耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修に関する情報の提供を行うなど、計画的に耐震化を進めます。【建築住宅課】 ●市は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所等ともなる学校施設の耐震化に取り組みます。【教育施設課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●とうかい防止事業 【建築住宅課】 ●学校施設維持管理事業 【教育施設課】
関連施策	市有施設の耐震化 【⑤】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●市有施設において、地震による施設の倒壊や吊り天井等の非構造部材の落下が発生した場合には、利用者の生命に重大な危険が生じます。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、「佐久市耐震改修促進計画」に基づき、吊り天井等の非構造部材の落下対策や災害拠点施設でない中規模施設の耐震化を行い、人命保護の対策を着実に進めます。【財政課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●文化施設耐震改修等事業 【文化振興課】 交流文化館浅科及び佐久平交流センターホール吊天井の耐震改修等を行います。 ●庁舎維持管理事業 【財政課】
関連施策	学校施設・子育て支援施設の耐震化等 【⑥】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設には多くの児童・生徒がおり、また災害時には避難所として使用される場合があるため、施設の老朽化対策や耐震化を進める必要があります。 ●保育所や児童館等の子育て支援施設は多くの園児・児童等がおり、また災害時の指定緊急避難場所として指定されており、災害時に使用される場合があるため、施設の老朽化対策や耐震化を進める必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、「佐久市耐震改修促進計画」に基づき、学校施設の耐震化や、吊り天井等の非構造部材の落下対策を進めます。【教育施設課】 ●市は、保育や放課後児童の居場所であるとともに、災害時には地域住民の避難場所等ともなる子育て支援施設の老朽化対策や耐震化を進めます。【子育て支援課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設維持管理事業 【教育施設課】 ●保育所施設整備事業 【子育て支援課】 ●児童館管理運営事業 【子育て支援課】 ●野沢児童館・子育て支援施設整備事業 【子育て支援課】

3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物浸水

関連施策	治水対策 【⑦】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 局所的な集中豪雨が近年多発していること等から、河川改修、調整池の築造、排水機場の増設等のハード対策が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が安全で安心して暮らせるように、市は県と協力して河川施設及び洪水調節施設の整備、内水対策として雨水渠、雨水貯留槽等の整備を実施し、総合的な治水対策を重点的に進めます。 【土木課・下水道課・環境政策課】 ● 市は河川管理施設について、定期的に点検を実施するとともに、施設の計画的な修繕を実施します。【土木課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川整備事業（維持・修繕）【土木課】 ● 緊急自然災害防止対策事業(河川)【土木課】 準用河川及び普通河川における河川護岸の整備、線形の改良等により大雨や洪水等による河川氾濫、家屋等への浸水被害防止を図ります。 ● 緊急自然災害防止対策事業(道路防災)【土木課】 道路排水施設が脆弱なため、周辺住宅等への溢水や冠水が発生している箇所や、また今後の大雨による冠水の恐れがある箇所へ排水施設の新設及び改良、流末整備等を行い、浸水被害防止を図ります。 ● 緊急浚渫推進事業【土木課・道路建設課】 河川の浚渫土の搬出先を整備し、浚渫を推進して大雨や洪水等による河川氾濫、家屋等への浸水被害防止を図ります。 ● 下水道床上浸水対策事業【下水道課】 ● 下水道浸水被害軽減総合事業【下水道課】
関連施策	水防災意識社会の再構築 【⑧】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、全国各地で大規模な洪水被害が発生していることから、多くの河川を抱える佐久市においても同じような大水害が起こり得ることを念頭に、社会の意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと転換し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があります。 ● このため、大雨が降った場合の「洪水浸水想定区域図」の作成・周知等のソフト対策により水害リスク情報を社会全体で共有し、河川が氾濫する前に円滑かつ迅速に避難するため、河川管理者、市、住民等が連携・協力し、減災対策を推進する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は県等と協力して、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、「佐久圏域大規模氾濫減災協議会」が示した市が取り組むべき19項目を実行します。【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 避難行動や水防活動等に資する基盤等の整備 <ol style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線の改良等 ② 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備 ③ 水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置 ④ 浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家

発電装置等の耐水化

- 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知
 - ⑤ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
 - ⑥ 支え合いマップ、ハザードマップの整備・拡充
 - ⑦ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の促進
- 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成
 - ⑧ 避難勧告の発令に着目したホットライン・タイムラインの作成
 - ⑨ タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
 - ⑩ 新しい防災気象情報の利活用の検討（危険度を色分けした時系列、警報級の可能性、洪水警報の危険度分布等）
- 防災教育や防災知識の普及
 - ⑪ 教員を対象とした講習会の実施
 - ⑫ 小学生を対象とした防災教育の実施
- より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化
 - ⑬ 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
 - ⑭ 水防団同士の連絡体制の確保
 - ⑮ 水防団や地域住民が参加する、洪水に対しリスクが高い区間の共同点検
 - ⑯ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進（広報誌、市イベント、コミュニティ放送等）
 - ⑰ 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築
 - ⑱ 関係機関が連携した水防訓練の実施
 - ⑲ 災害拠点となり得る施設・資材・備品の強化等

関連事業

- 河川洪水ハザードマップ作成事業【危機管理課】
市内 30 の一級河川のうち 28 河川のハザードマップを作成します。

4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

関連施策	土砂災害対策 【⑨】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 急峻な地形と脆弱な地質を有する本市においては、対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。 ● 本市には、土砂災害（特別）警戒区域や山地災害危険地、土砂崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地等が多数指定されていることから、人家、公共施設、農地・農業用施設等に及ぶ土砂災害を未然に防止する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は県と協力して、土砂災害に対する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業等によるハード対策により施設整備を推進し、集落、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等の重要施設や地域の財産を守るとともに、土砂災害のおそれのある場所を明らかにするための土砂災害（特別）警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報の発表等の警戒避難体制整備に資するソフト対策を併せて実施します。 【土木課・道路建設課・耕地林務課・福祉課・子育て支援課・高齢者福祉課・健康づくり推進課・学校教育課】 ● 市は、土砂災害特別警戒区域内等にある住居の移転を促進します。 【建築住宅課】 ● 市は、河川や急傾斜からの土砂崩落等により住居等に流入した堆積土砂の撤去を実施します。【都市計画課】 ● 市は、大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、必要に応じ滑動崩落防止対策を実施します。【都市計画課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆積土砂排除事業 【都市計画課】 ● 宅地耐震化推進事業 【都市計画課】 ● 老人福祉施設管理運営事業 【高齢者福祉課】 ● 住環境整備支援事業 【建築住宅課】

関連施策	森林荒廃対策 【⑩】
脆弱性評価	● 豪雨等による山地災害において、土砂や流木による災害を防ぐため、森林整備のほか治山事業により森林の土砂災害防止機能を向上させ、「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県などと協力して、森林整備と施設整備が一体となった治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させ、土砂災害や流木災害を防ぐ「災害に強い森林づくり」について関係機関と連携を推進します。 【耕地林務課】
関連事業	● 森林整備事業 【耕地林務課】 ● 農山漁村地域整備交付金林道改良事業 【耕地林務課】 森林整備の促進、公共施設等への安全な通行を確保するため、林道、林道施設の改良工事等を行います。 ● 市有林整備事業 【耕地林務課】 森林整備計画に掲げる適切な施業により、市有林の維持・管理を継続するとともに、私有林の森林整備を促進します。

5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生

関連施策	火山防災 【⑪】
脆弱性評価	● 浅間山の火山噴火について、住民等に対する迅速で的確な情報提供や避難指示のため、観測体制の強化や通信設備・避難施設等の設置に対する支援を進めていく必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は浅間山火山防災協議会や県と連携して、火山災害への警戒が必要な地域に住む住民等に向けた火山防災施策を実施します。【危機管理課】

6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

関連施策	大雪による孤立対策 【⑫】
脆弱性評価	● 大雪に伴う交通麻痺や集落の孤立などを防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県・国・NEXCO・警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進します。【土木課】
関連事業	● 除雪・凍結防止剤散布 【土木課】 ● 道路維持修繕事業 【土木課】

関連施策	道路の除雪と凍結防止 【13】
脆弱性評価	● 降雪期において、市管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県・国・NEXCO・警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、降雪期において市管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を実施します。具体的には、平成 26 年 2 月の大雪災害経験を踏まえ、事前に除雪路線を設定し、警察と連携して滞留車両の発生を抑止する等の対策を行います。 【土木課】
関連事業	● 除雪・凍結防止剤散布 【土木課】

7 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

関連施策	避難勧告と避難行動 【14】
脆弱性評価	● 適切に避難勧告等を発令し、迅速な避難行動ができるようにするため、これまでの災害の教訓を踏まえた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（H26.4 内閣府）の改定に対応した市のマニュアル作成や、それに伴う訓練をする必要があります。 ● 住民や観光客等の滞在者が迅速かつ詳細に避難勧告等の発令情報を把握できるよう、携帯電話会社による緊急速報メールの活用を推進する必要があります。 ● 地域住民代表や防災組織に直接避難情報等を提供する手段を構築する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は適切に避難勧告等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、迅速に住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供します。 【危機管理課・広報広聴課】 ● 市は市内観光地に起こりうる災害を想定し、外国人を含む観光客等の滞在者の安全確保を推進するため、連絡体制、防災設備、通信設備の整備、避難訓練の実施等について取り組みます。 【危機管理課・観光課・広報広聴課】 ● 地域への防災情報の伝達手段の重層化や区長との通信確保の向上のため、区長業務用携帯端末運用や、ケーブルテレビ視聴環境整備（令和 4 年度まで）に支援を行います。【総務課】
関連事業	● 防災告知放送事業 【危機管理課】 ● 公共施設事業補助金、区活動費交付金 【総務課】

関連施策	防災教育 【15】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校を始め様々な方法で実践的な安全教育の指導法構築に取り組むなど、防災教育の充実を図る必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における防災教育の指針である県の「防災教育の手引き」を普及するとともに、災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図ります。【学校教育課】 ●学校における防災教育と併せて、地域の実情に応じて行政機関、学術機関、自主防災組織などとの連携に基づく防災教育を広く推進し、児童生徒にとって、より身近な視点からの防災意識の啓発を図ります。【学校教育課】
関連施策	避難行動要支援者対策 【16】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、市は避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、個別計画の策定を推進する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するとともに、災害時住民支え合いマップ（要配慮者がどこに住んでいて、誰が支援者となり、どこに避難させるか等の情報を表記した地図）の作成支援や活用促進を図ることで、住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進します。【福祉課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進事業 【福祉課】 ●災害時住民支え合いマップ推進事業 【福祉課・各支所】
関連施策	要配慮者利用施設対策 【17】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者施設の避難確保計画作成率は100%（令和元年）ですが、社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、災害時において要配慮者が迅速な災害対応が困難であることを前提に、地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、管理者を含めた職員が市から発令される避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移ることができるような取組を行う必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の作成を促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動をとることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた指導・助言を年1回以上行います。【健康づくり推進課・福祉課・子育て支援課・高齢者福祉課・学校教育課】

関連施策	聴覚障がい者の避難・情報伝達 【18】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障がい者は音声情報による伝達が困難であるため、視覚への情報提供ツールの活用を推進するとともに、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取組が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、災害時の聴覚障がい者の安全を確保するため、災害時支援用バンダナやヘルプマークの啓発を行い、支援が必要なことが外見では分かりにくい聴覚障がい者の手助けができる住民を増やし、地域の防災力を高めます。 【福祉課】 ● 市は、音声情報の防災行政無線のみならず、携帯電話会社による緊急速報メールの活用を推進するとともに、ホイッスルやコミュニケーションボード等聴覚障がい者が災害時に必要な持ち物の周知等、聴覚障がい者自らが災害に備えるための取組を実施します。【福祉課・広報広聴課】 ● 災害情報や避難情報を、ろう者が災害に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、双方向で問い合わせができる仕組みの導入に努めます。 【福祉課・広報広聴課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者地域生活支援事業【福祉課】 ● 障がい者福祉事業（障がい者歯科検診・在宅障がい者歯科往診・口腔衛生指導の業務を除く）【福祉課】

Ⅱ 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 【命を救う】

1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

関連施策	水や食料等の確保 【19】
脆弱性評価	●大規模自然災害の発生後、断水や物流の途絶により、水や食料等の生命を維持するための物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保する必要があります。
強靱化の推進方針	●市は、地域防災計画に基づき、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要な量を確保し、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えます。 【危機管理課】 ●本市だけでは水や食料等の供給が困難な場合などにおいては、県と連携しながら水や食料等を供給します。【危機管理課】

2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

関連施策	道路の落石危険箇所対策 【20】
脆弱性評価	●台風などの大雨や地震による落石等の危険性が高い箇所について、落石防護柵などの防災対策施設を整備し、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。
強靱化の推進方針	●市は県と連携して、落石や岩盤崩落などの道路防災点検の結果に基づき、対策が必要な箇所について、災害時の孤立集落発生や落石による人身事故の防止等、道路利用者の安心・安全を確保するため、順次、防災対策工事を実施します。【土木課】
関連事業	●道路維持修繕事業 【土木課】

関連施策	緊急輸送道路の耐災化 【21】
脆弱性評価	●地震により橋梁等が破損すると、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、緊急輸送道路における狭隘箇所等の整備、要対策橋梁や沿道建築物等の耐震補強を進める必要があります。
強靱化の推進方針	●市は県と連携して、災害時における緊急輸送道路の機能確保や落橋による二次的災害を防止するため、道路の維持管理と建設の両面から緊急輸送道路整備を重点的に実施するとともに、沿道建築物等の耐震化を促進します。【土木課】【道路建設課】【建築住宅課】
関連事業	●道路新設改良事業 【土木課】 ●道路維持修繕事業 【土木課】 ●橋りょう維持修繕事業 【土木課】 ●幹線道路拡幅改良事業 【道路建設課】 ●とうかい防止事業 【建築住宅課】 ●無電柱化推進事業 【都市計画課】

関連施策	ヘリコプターによる救急救助・救援物資搬送 【22】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模自然災害が発生した時には、迅速な救急救助活動や効率的な救援物資搬送等を行う必要がありますが、道路交通網が被災し、孤立集落が発生した場合等にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的に救急救助や救援物資搬送を実施することが重要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保・指定し、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースを隣接又は近距離に設置します。【危機管理課】 ●災害対策用ヘリポートは、学校のグラウンドや河川敷を指定している場合が多く、それらの使用について、住民の理解が必要なことから、災害時のヘリコプター支援について住民に周知します。【危機管理課】 ●ヘリコプターの離着陸場所がない孤立集落に対しては、救助ホイストや物資吊り下げ等の対応を実施します。【危機管理課】

3 警察、消防等による救助・救急活動等の不足

関連施策	自主防災組織の充実・強化 【23】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は県などと連携して、防災・減災に関する講座を開催するなど、地域の実情や課題に応じて柔軟な形による対応が可能な防災に向けた取組を進めることにより、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実や強化を図ります。【危機管理課】

関連施策	消防団の団員数確保 【24】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年の消防団員数は1,779人ですが、社会情勢の変化や人口減少によって消防団員数は減少傾向にあるため、より効果的な団員確保に取り組む必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、企業や地域における消防団員活動に対する応援の機運の醸成や、女性や学生等のより多様な人材に対する消防団活動へのアプローチ、児童生徒に対する消防団活動の周知促進、消防団員の処遇改善に向けた働きかけなどを通じ、地域における絆としての消防団の活性化を図っていきます。【危機管理課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●非常備消防事業 【危機管理課】

関連施策	消防力の強化 【25】
脆弱性評価	● 消防力強化のため平成 12 年 4 月に佐久広域連合消防が発足し連絡調整を行っていますが、大規模自然災害時においては、被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加するため、迅速な救助活動等を維持するには、施設や人員などの消防力の充実・強化を進める必要があります。
強靱化の推進方針	● 消防本部は、大規模自然災害において迅速な救助・救急を実施するため、「消防力の整備指針」（消防庁告示）等に基づき、地域の実情に合った施設及び人員を整備します。【危機管理課】
関連事業	● 消防施設整備事業 【危機管理課】 ● 非常備消防事業 【危機管理課】

4 医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

関連施策	災害急性期に対応する体制整備 【26】
脆弱性評価	● 病院が被災した後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の整備を促進する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、災害拠点病院を含む全ての病院における業務継続計画の策定の促進などにより、被災によるリスクの軽減を図ります。【健康づくり推進課】
関連事業	● 防災対策推進事業 【危機管理課】

関連施策	救助・救急、医療活動のための燃料備蓄・供給 【27】
脆弱性評価	● 災害拠点病院など、優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化を図ることが重要です。
強靱化の推進方針	● 市は、災害時における石油類燃料の供給体制の整備を図るため、長野県石油商業組合と連携して石油類燃料備蓄を推進します。【商工振興課】

5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

関連施策	災害時における感染予防対策マニュアル作成 【28】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模自然災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。 ● 避難所をはじめ、被災地域における災害時の疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制を整備する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は県と連携して、予め様々な被災状況（ガス・電気・水道の停止状態）に対応できるよう、「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。マニュアルには、以下の内容を記載します。 <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒・生活環境の清潔保持といった「感染源対策」 ・感染防止のための経路別必要物品（マスク、石鹼他）の選定 ・飛沫感染・接触感染を防止するための「感染経路対策」 ・高齢者・乳幼児などの感染症に罹患し易い者の健康維持のための「健康管理対策」 ・避難住民の感染症発生状況の把握及び感染症発生時の対応 <p>【健康づくり推進課】</p>
関連事業	● 予防接種事業 【健康づくり推進課】

6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

関連施策	避難所の生活の質の確保 【29】
脆弱性評価	● 避難所の生活環境が悪化し健康管理が不十分になる事態を避けるため、避難所における生活の質の確保をあらかじめ図っておく必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、感染症対策等としての間仕切り用パーティションを確保するなど避難所における生活の質の確保を図ります。【危機管理課】

Ⅲ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

【行政・通信機能を確保する】

1 市役所をはじめとする地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

関連施策	行政の業務継続計画 【30】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模自然災害時においては、市役所も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画(BCP)の更新・見直しを継続していくとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き検討する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市において、今後も業務継続計画(BCP)の更新・見直しを継続するとともに、災害対策本部の設置や初動対応について確認する非常参集訓練をはじめ、市職員を対象とした災害対応研修を実施していきます。 【総務課・財政課・危機管理課】
関連施策	災害拠点施設の耐震化等 【31】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 4箇所の災害拠点施設では令和2年に耐震性と非常用電源が確保されていますが、今後も災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等については、災害活動拠点施設としての十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に災害応急対策の拠点として十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や非常用電源の確保など災害活動に対応できる設備の整備を計画的に実施します。【財政課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点施設 市庁舎 非常用電源整備事業【財政課】 災害拠点施設の非常用自家発電設備を整備する。 本庁舎動力系発電機刷新(令和2年) ● 令和元年東日本台風災害佐久市コスモホール電気・機械設備等復旧工事【文化振興課】 令和元年度東日本台風災害の復旧事業に際して、同様の災害の発生を防ぐため機械棟を地上に建設する改良復旧を行います。 ● 野沢会館整備事業【文化振興課】 指定緊急避難場所である野沢会館の改築を行います。 ● 庁舎維持管理事業【財政課】

関連施策	老朽化対策の着実な推進 【32】
脆弱性評価	● 公共施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後は老朽化した施設の割合が増加することが課題となっているため、公共建築物の最適化の取組を着実に実施するとともに、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物の最適化の取組を着実に実施するとともに、計画的・効率的に老朽化対策を推進します。 【企画課】
関連事業	● 公共施設マネジメント事業 【企画課】

2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

関連施策	情報通信手段の確保 【33】
脆弱性評価	● 情報通信の災害対策を講じている民間通信事業者と、平時から情報を共有しておく必要があります。 ● 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要があります。 ● 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、民間通信事業者と災害時の対策についての情報交換を定期的に行う体制を構築します。【広報広聴課・危機管理課】 ● 市は、災害時における衛星通信システムの運用や電源確保について事前に準備するとともに、防災通信システム等による情報伝達を行います。 【広報広聴課・危機管理課】 ● 市は、災害時における携帯電話・スマートフォン等の充電が行える場の確保を図ります。【情報政策課】 ● ケーブルテレビネットワークについて、電源途絶時における対策を強化したFTTH化整備を実施します。【情報政策課】
関連事業	● 情報化推進事業 【情報政策課】

関連施策	電力供給の維持に係るインフラ整備 【34】
脆弱性評価	● 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化、地震・洪水・火山噴火等の地域の防災対策を着実に推進する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県と連携して、幹線となる市道及び緊急輸送路における無電柱化区間の延長を図ります。【都市計画課】
関連事業	● 無電柱化推進事業 【都市計画課】 ● 佐久平駅南土地地区画整理事業地内に整備する幹線道路の無電柱化事業 【都市開発室】

3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

関連施策	情報提供手段の確保 【35】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所（市有施設）への公衆無線 LAN 整備率は 100%となっています。 ● テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備により積極的に防災情報を発信する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、L アラート（災害情報共有システム）を活用し、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも住民がスマートフォンやパソコンで災害情報を受け取れるようにします。【広報広聴課】 ● 避難所等において、災害時の情報収集などの利便性を高めるため、公衆無線 LAN を整備します。【情報政策課】 ● 市は、民間通信事業者との協定に基づく「臨時災害放送局」を開設し、災害情報の発信を行います。【情報政策課、広報広聴課、危機管理課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報化推進事業 【情報政策課】 ● 防災告知放送事業 【危機管理課】

4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

関連施策	避難行動要支援者の避難支援体制の構築 【36】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は避難行動要支援者名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別計画を作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要があります。 ● 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要があります。 ● 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、避難行動要支援者の個別計画を作成します。【福祉課】 ● 市は、県の「外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン」に基づき、多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援が行えるよう、災害時多言語支援センター設置マニュアルの作成、設置訓練を行います。【移住交流推進課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人定住支援事業 【移住交流推進課】

IV 流通・経済活動を停滞させないこと 【経済活動を維持する】

1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

関連施策	事業者BCPの策定支援 【37】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等の発生に起因する工場の操業停止や物流の停滞といった事態は、サプライチェーンの寸断を引き起こし、事業者の生産力低下など経済活動に甚大な影響を及ぼし、災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。そのため、事業者の事業継続計画（BCP）策定に対する意識を向上させるとともに、策定の支援に取り組む必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市では、事業者のBCP策定支援を行うとともに、策定されたBCPがより実効性の高いものとなるよう、BCMに対する支援にも取り組みます。 【商工振興課】

2 食料・飲料水等の安定供給の停滞

関連施策	備蓄・物資の供給 【38】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●被災地域における食料調達が困難となった場合、避難所等に緊急用食料や米穀等の物資を安定供給する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、食料や飲料水の供給が停滞した場合に備えて備蓄を推進します。 【危機管理課】 ●市は、食料や飲料水の供給に関する協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の定期的な確認を実施し、連携体制を強化します。 【危機管理課】

関連施策	農業生産基盤の整備と生産・流通の確保 【39】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●地震等の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下するおそれがあります。 ●農産物の安定生産に支障が生じないよう農業用施設の長寿命化・耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進める必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、農業用水利施設について長寿命化計画を策定し、定期的な点検を実施しながら、計画的に修繕します。【耕地林務課】 ●市は、農地の流動化や鳥獣害防止対策などを進めることにより、農地の荒廃化を防ぎます。【農政課】 ●市は、平時から直売所の活用などにより、地域内における農産物の生産・流通の取組を進めます。【農政課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●農業用施設整備事業 【耕地林務課】 ●鳥獣害防止対策事業 【農政課】

V 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

【命をつなぐ】

1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPGガスサプライチェーンの機能停止

関連施策	ライフライン関係事業者の防災対策	【40】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育等による災害予防、復旧用資機材等の確保・整備を進めるとともに、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要があります。 ● ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための防災システムの強化を進めるとともに、要員の確保等による保安体制の整備等を推進する必要があります。 ● 通信事業者における災害時における通信サービスを確保するための通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等を推進する必要があります。 	
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、ライフライン事業者との相互連携協力体制の構築や、災害時協定の締結を推進します。【危機管理課】 	

関連施策	ライフライン早期復旧訓練の実施	【41】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による防災訓練を実施するとともに、ライフラインの早期復旧を図るため、実践的な訓練を実施する必要があります。 	
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、ライフラインの早期復旧に向けた総合防災訓練を実施します。【危機管理課】 	

関連施策	ライフラインの確保	【42】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、エネルギーの安定的な確保のためエネルギー供給源の多様化を図り、再生可能エネルギーや自立・分散型エネルギーの導入等を促進する必要があります。 	
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、エネルギーの安定的な確保のためエネルギー供給源の多様化を図り、再生可能エネルギーや自立・分散型エネルギーの導入等を促進します。【環境政策課】 	

2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

関連施策	汚水処理施設等の改築更新及び防災対策（耐震、防水化） 【43】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 27 年に策定した下水道業務継続計画（BCP）により事前対策を行うとともに、汚水処理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の改築更新及び防災対策（耐震、防水化）を、必要に応じ推進していく必要があります。 ●し尿・浄化槽汚泥処理施設は一部事務組合により管理・運営しているが、長寿命化等を進める必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、下水道施設等の改築更新及び防災対策（耐震、防水化）を、必要に応じ進めるとともに、下水道業務継続計画（BCP）や防災訓練等により防災体制の強化を図ります。【下水道課】 ●し尿・浄化槽汚泥処理施設の長寿命化等を進めます。【生活環境課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道施設維持管理事業【下水道課】 ●下水道施設整備事業（公共・特環）【下水道課】 公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理施設は適切な維持管理と合わせてストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設の更新工事及び耐震補強工事を実施します。 ●し尿・浄化槽汚泥処理施設の長寿命化等【生活環境課】

3 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

関連施策	道路・交通ネットワークの整備 【44】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●地域交通ネットワークが分断された場合、孤立集落の発生や、負傷者の搬送や支援物資の輸送が遅延する等、甚大な影響を及ぼすため、緊急輸送道路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があります。 ●災害時においても人や物の輸送手段を確保するため、地域公共交通網の維持に努めるとともに、バス・タクシー事業者やトラック事業者との連携を図る必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は県と連携して、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。【道路建設課・土木課・公園緑地課・都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送道路を確保します。 ・災害時の救急医療機関へのアクセスを確保するため、緊急輸送道路からのアクセス道路の整備を推進します。 ・電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。 ・災害時の避難場所や支援施設として活用するため、「道の駅」の防災機能の強化を図ります。 ●公共交通事業者との協議や情報交換を通じ、連携して地域公共交通網の

関連事業

維持に努めます。

- 「災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」が有効に機能するよう、緊急連絡先の定期的な確認を実施するなど、連携を強化します。
- 幹線道路拡幅改良事業【道路建設課】
- 道路等整備促進事業【土木課】
- 道路新設改良事業【土木課】
- 道路維持修繕事業【土木課】
- 橋りょう維持修繕事業【土木課】
- 佐久平スマートインターチェンジ推進事業【公園緑地課】
- 街路（市道）整備関連事業【都市計画課】
- 無電柱化推進事業【都市計画課】
- 橋梁長寿命化修繕事業【道路建設課】
 - 橋梁長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき、橋梁の修繕、更新、撤去を行います。
- 道路橋梁定期点検【土木課】
 - 道路法に基づく橋梁等の点検を5年に1回の頻度にて実施し、その点検結果を基に橋梁長寿命化修繕計画を策定します。
- アンダーパス冠水被害対策事業【土木課】
 - 冠水被害事故の再発防止を図ります。
- 道路事業(狭あい道路整備等促進事業)【土木課】
 - 幅員4m未満の道路の拡幅を行います。
 - 市道43-1号線(清川)道路整備事業（令和3年併用予定）
 - 市道17-39号線(原)道路整備事業（令和6年併用予定）
 - 市道12-48号線(南岩尾)道路整備事業（令和5年併用予定）
- 道路事業(国土強靱化)【土木課】
 - 道路の溢水対策工事を行う。(排水構造物工及び舗装復旧工)
 - 市道31-8号線(中央区第二工区)道路整備事業（令和3年併用予定）
 - 市道38-9号線(紅雲台区工区)道路整備事業（令和3年併用予定）
- 道路事業【道路建設課】
 - 道路の新設、改築や舗装リニューアル等に関する整備を行います。
 - ※個別路線名等については、第4章 資料編4-2 参照

関連施策	農道・林道の整備 【45】
脆弱性評価	● 地域交通ネットワークが分断された際、緊急輸送道路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な農道整備（橋梁等の保全対策）及び林道整備を進める必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県と連携して、地域交通ネットワークや緊急輸送道路を補完する基幹的な農道と林道の早期開通に向け、計画的に事業を実施します。また、農道整備事業で構築された道路構造物の耐震化等の保全対策を実施します。【耕地林務課・土木課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地災害危険地区等森林整備事業 【耕地林務課】 ● 農山漁村地域整備交付金林道改良事業 【耕地林務課】 ● 林道橋梁長寿命化事業 【耕地林務課】 道路橋定期点検で対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図ります。 ● 橋りょう維持修繕事業 【土木課】

関連施策	鉄道機能の強化 【46】
脆弱性評価	● 豪雨等による災害発生時においても鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策を促進し、鉄道車両の更新・改良を図る必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は鉄道事業者と連携して、鉄道沿線の擁壁等の点検を実施するほか、鉄道車両を更新することにより鉄道機能を強化します。 【土木課】【道路建設課】
関連事業	● しのの鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 【道路建設課】 しのの鉄道(株)の保有する車両の更新・改良を計画的に実施します。

4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

関連施策	人材・資機材の確保 【47】
脆弱性評価	● 防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体、中部地方整備局などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、防災インフラの速やかな復旧に向けて、建設関係団体との協定締結を推進するとともに、市職員 O B や他の自治体の技術職員等の豊富な知識・ノウハウを持つ人材の確保を図ります。【土木課・総務課】

VI 二次的な被害を発生させないこと 【二次的な被害を防止する】

1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

関連施策	消防の災害対応力強化 【48】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 県による消防に関する事項の指導、助言等により、市の消防力強化を促進する必要があります。 ● 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図る必要があります。 ● 地域防災力の充実強化を図るため、消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する必要があります。 ● 企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OB等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、消防団員数の増加や、消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の充足率の増加に努めます。【危機管理課】 ● 市は、自主防災組織の訓練参加者数の向上に努めます。【危機管理課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 常備消防事業【危機管理課】 ● 非常備消防事業【危機管理課】 ● 消防施設整備事業【危機管理課】

関連施策	市街地の改善 【49】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域内における都市計画道路の整備率は令和2年で77.285%ですが、今後も大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する必要があります。 ● 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は密集市街地において、防火地域・準防火地域の指定率や、都市計画道路の整備率の向上に努めます。【都市計画課】 ● 市は、市道の無電柱化区間の延長に努めます。【都市計画課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路（市道）整備関連事業【都市計画課】 ● 無電柱化推進事業【都市計画課】 ● 佐久平駅南土地地区画整理事業地内に整備する幹線道路の無電柱化事業【都市開発室】

2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

関連施策	住宅・建築物の耐震化 【50】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 23 年には長野県北部地震（震度 6 強）や中部地震（震度 5 強）が、また平成 26 年には長野県神城断層地震（震度 6 弱）が発生し、県内で地震がいつどこで発生するか予断を許さない状況です。 ●市内における住宅の耐震化は県と協働して進めていますが後継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由から、耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。 ●住民の生命・財産の保護のため、住宅の耐震化を一層進める必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、「佐久市耐震改修促進計画」に沿った住宅の耐震化を着実に進めます。【建築住宅課】 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断士の派遣、耐震改修工事に要する経費の補助 ・広報に活用による耐震改修等の必要性の周知 ・耐震改修等に関する相談対応
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●とうかい防止事業 【建築住宅課】

3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

関連施策	土石流・地すべり・火山噴火対策 【51】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。また、火山噴火発生後は、堆積した火山灰が降雨や融雪に伴い土石流化し、下流域に被害を及ぼす危険性があります。 ●二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり、火山噴火などの土砂災害による二次災害発生に備え、市は国や県等と連携し、迅速に応急対策工事を実施するとともに、警戒避難体制を早期に構築します。 【土木課・道路建設課・耕地林務課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●現年土木災害復旧事業 【土木課】 ●現年林業施設災害復旧事業 【耕地林務課】 ●現年農業土木災害復旧事業 【耕地林務課】

関連施策	ため池の管理体制強化 【52】
脆弱性評価	● 下流に人家や公共施設等があるため池について、万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、情報連絡体制の整備やハザードマップの作成を進める必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、県及びため池管理者等と協力して、ため池ハザードマップの作成、低水管理等の防災・減災対策を促進します。【耕地林務課】
関連事業	● 農業環境整備事業 【耕地林務課】 ● 農業用ため池のハザードマップの作成 【耕地林務課】 農業用ため池のうち、防災重点ため池に指定されたため池（56箇所）のハザードマップの作成を行います。

関連施策	ため池の豪雨対策 【53】
脆弱性評価	● 梅雨期や台風等の豪雨により、ため池堤体の損壊が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県と連携して、洪水吐の能力不足、堤体の余裕高不足等、豪雨対策が必要なため池について、下流域への被害を未然に防止するため、計画的に改修を実施します。【耕地林務課】
関連事業	● 農業環境整備事業 【耕地林務課】

関連施策	ため池の耐震対策 【54】
脆弱性評価	● 規模又は下流への影響が大きいため池について、耐震性点検の結果を踏まえ、地震によるため池の損壊を防止・軽減するため、ため池の耐震化工事を迅速かつ集中的に進める必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県と連携して、耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、迅速かつ集中的に耐震化工事を実施します。【耕地林務課】
関連事業	● 農業環境整備事業 【耕地林務課】

4 有害物質の大規模拡散・流出

関連施策	危険物施設の保安管理強化 【55】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は県と連携して、日頃からの危険物の保安管理等について、危険物取扱者への講習により資質向上を図ります。【危機管理課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 住環境整備支援事業【建築住宅課】 住宅・建築物で吹付アスベスト等が使用されている恐れのある建材の分析調査、多数の者が利用する建築物の吹付アスベスト等の除去に要する費用の補助を行います。

5 農地、森林等の荒廃

関連施策	農山村の多面的機能の維持と環境保全 【56】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は県と連携して、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道等）の保全管理を行うための活動組織の立ち上げや体制づくりを支援します。【耕地林務課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業環境整備事業【耕地林務課】 ● 下水道施設整備事業（農集）【下水道課】 農業集落排水は、現在統廃合の予定がない施設について最適整備構想を策定し、老朽化の状況により、施設の機能強化を実施します。

関連施策	災害に強い森林づくり 【⑦】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は県と連携して、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐を中心とした森林づくりを計画的に進めるとともに、木材の積極的な利用を促進します。【耕地林務課】 ● 有害鳥獣による森林被害を防ぐため、ニホンジカ、イノシシ等の有害鳥獣駆除及び適切な有害鳥獣処理や新規狩猟者の確保を推進します。【耕地林務課】 ● 松くい虫被害の拡大を防ぐため、松くい虫被害木の伐倒・くん蒸処理を行い災害に強い森づくりに役立てます。【耕地林務課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地災害危険地区等森林整備事業 【耕地林務課】 ● 農山漁村地域整備交付金林道改良事業 【耕地林務課】 ● 市有林整備事業 【耕地林務課】 ● 松くい虫防除対策事業 【耕地林務課】 松くい虫被害の拡大を防ぐため、被害木の伐倒・くん蒸処理を行います。 ● 野生鳥獣保護管理対策事業 【耕地林務課】 有害鳥獣による農林業被害を防止するための駆除及び体制づくりを行います。 ● 有害鳥獣等処理事業 駆除後の鳥獣及び道路等で発生した鳥獣の死骸や残渣の処理を行います。

6 避難所等における環境の悪化

関連施策	避難所の運営・環境整備 【58】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、市、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市や地域住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日常生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。【危機管理課・避難施設所管課・生活環境課・下水道課】 ● 市は、高齢者や障がい者などの要配慮者に対し、避難所において災害に関する情報等を、迅速かつ分かりやすい文章で書いた張り紙等での情報提供に努めます。【福祉課・避難所運営担当課】 ● 市は、「避難所運営マニュアル」を策定します。【危機管理課・避難所運営担当課】 ● 市は、災害時多言語支援センターを設置し、多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援を行います。【移住交流推進課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人定住支援事業 【移住交流推進課】
関連施策	避難者の健康支援 【59】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されるため、避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、必要な保健師等の派遣を行い、心身の健康支援を行います。【健康づくり推進課】 ● 市は、「避難所における感染症対策マニュアル」に基づき、避難者の感染症防止に努めます。【健康づくり推進課・避難所運営担当課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健対策事業 【健康づくり推進課】
関連施策	要配慮者に対する対応 【60】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者の方が、災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、福祉避難所への移動基準を整備するとともに、国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られることがないよう、適正な避難所の運営管理について周知徹底を行います。【福祉課・避難所運営担当課】

Ⅶ 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ること

【復旧・復興する】

1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

関連施策	災害廃棄物処理計画 【60】
脆弱性評価	● 地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画（単独計画）を策定する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、災害廃棄物処理計画を策定し大規模災害に備えます。 【生活環境課】

2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

関連施策	災害ボランティア活動支援体制の整備 【61】
脆弱性評価	● 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は、災害ボランティア養成講座の参加促進を図ります。【福祉課】
関連事業	● 地域福祉推進事業 【福祉課】

関連施策	火災・地震保険の啓発 【62】
脆弱性評価	● 住宅を始めとする生活基盤を確保できることは、住民が被災から前に進むための切っ掛けとなり、地域が復旧・復興に進むための基盤となるため、火災保険や地震保険の加入を促進する必要があります。
強靱化の推進方針	● 市は県と連携して、より多くの市民が保険や共済へ加入するよう啓発を実施します。【危機管理課】

関連施策	被災者生活再建支援金 【63】
脆弱性評価	● 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。
強靱化の推進方針	● 住家被害認定が支援金申請に不可欠なため、住家被害認定等が速やかに実施されるよう、市は県が実施する研修に参加します。【税務課】 ● 被災者の負担軽減や迅速な再建を支援するため、各種専門家団体等との連携協定を進めます。【総務課】

3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

関連施策	自主防災組織の充実・強化 【65】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、県・市・自主防災組織の活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、出前講座や自主防災組織リーダー研修等を通じて、地域の防災の中心となる防災士の拡充など、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実、強化を図っていきます。【危機管理課】 ●市は、必要に応じ国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図ります。【危機管理課】

関連施策	文化財の耐災害性の向上 【66】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要があります。 ●博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は、文化財の耐災害性に関する調査を行うとともに、文化財災害対応訓練を開催します。【文化振興課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護事業 【文化振興課】

4 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

関連施策	道路啓開等の実施 【67】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じるおそれがあるため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市は発災後、直ちに市管理道路のパトロールを行い通行可能な道路を把握し、人命救助や物資輸送に繋げるとともに、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、市管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。【土木課】 ●市は大雪災害時、市管理道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行が困難な場合は、災害対策基本法に基づく道路区間の指定を行い、運転者に対し車両の移動を命じるとともに、自ら車両の移動を行います。【土木課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●現年土木災害復旧事業 【土木課】

5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

関連施策	地籍調査 【68】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模自然災害発生後に住宅の再建等を実施する際、地籍が不明瞭となり迅速な再建の支障となる可能性があります。そのため、地籍調査を着実に進める必要があります。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、大規模災害の復旧・復興を迅速に行うための土地境界を明確にする地籍調査の進捗を図ります。【耕地林務課】
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地籍調査事務事業 【耕地林務課】 土地の境界を明確にし、災害復旧の迅速化、土地取引の円滑化等を図ります。

関連施策	人材の育成・確保 【69】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、復興の担い手確保に向け、建設関係団体との協定締結を推進します。【土木課】

6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

関連施策	風評被害対策 【70】
脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模自然災害が発生した場合、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、拡散する可能性があるため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。 ● 農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。
強靱化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は県や各種団体等と連携して、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。また、実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。【広報広聴課】

3 施策分野ごとの「関連施策」（再掲）

- 国土強靱化基本法では、脆弱性評価は国土強靱化基本計画に定めた国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととなっています。
- 本計画は、国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画と調和が保たれていなければならないため、脆弱性評価を国土強靱化基本計画に定めた国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う必要があります。
- 本計画では、国土強靱化基本計画で定められた 12 の個別施策分野と 3 の横断的分野を参考に、本市に該当する個別施策分野（7 分野）と横断的分野（3 分野）を以下のように設定します。
- 設定した個別施策分野と横断的分野別に「関連施策」を整理しました。

【本計画で設定した個別施策分野・横断的分野】

<個別施策分野>

- ① 行政機能・消防・防災教育
- ② 住宅・都市・土地利用
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ エネルギー・情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 地域保全・環境

<横断的分野>

- ① リスクコミュニケーション・人材育成
- ② 広域連携・官民連携
- ③ 老朽化対策

【参考】

【国土強靱化基本計画に定められた施策分野】

<個別施策分野>

- ① 行政機能・警察・消防・防災教育
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 金融
- ⑥ 情報通信
- ⑦ 産業構造
- ⑧ 交通・物流
- ⑨ 農林水産
- ⑩ 国土保全
- ⑪ 環境
- ⑫ 土地利用（国土利用）

<横断的分野>

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ 研究開発

【個別施策分野】

※表中の番号は、第3章 2 具体的な強靱化の推進方針・関連事業 に記載した関連施策の番号

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野						
	行政機能 ・消防 ・防災教育	住宅 ・都市 ・土地利用	保健医療 ・福祉	産業	エネルギー ・情報通信	交通 ・物流	地域保全 ・環境
I 1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生		①②③					
I 2 多数の利用者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生		④⑤⑥	⑥				
I 3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物浸水		⑦					⑦⑧
I 4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生							⑨⑩
I 5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	※横断的分野で記載						
I 6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生						⑫⑬	
I 7 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	⑮		⑯⑰⑱		⑲		
II 1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止						⑲	
II 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生						⑳㉑㉒	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野						
	行政機能 ・消防 ・防災教育	住宅 ・都市 ・土地利用	保健医療 ・福祉	産業	エネルギー ・情報通信	交通 ・物流	地域保全 ・環境
Ⅱ 3 警察、消防等による救助・救急活動等の不足	⑳㉑㉒						
Ⅱ 4 医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			㉓㉔				
Ⅱ 5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			㉕				
Ⅱ 6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			㉖				
Ⅲ 1 市役所をはじめとする地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	㉗㉘						
Ⅲ 2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					㉙㉚		
Ⅲ 3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					㉛		
Ⅲ 4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			㉜				
Ⅳ 1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺				㉝			
Ⅳ 2 食料・飲料水等の安定供給の停滞				㉞		㉟	
V 1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPGガスサプライチェーンの機能停止					㊱㊲㊳		

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野						
	行政機能 ・消防 ・防災教育	住宅 ・都市 ・土地利用	保健医療 ・福祉	産業	エネルギー ・情報通信	交通 ・物流	地域保全 ・環境
V2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		④③					
V3 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止						④④ ④⑤ ④⑥	
V4 防災インフラの長期間にわたる機能不全	※横断的分野で記載						
VI1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	④⑧	④⑨					
VI2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		⑤⑩					
VI3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生							⑤① ⑤② ⑤③ ⑤④
VI4 有害物質の大規模拡散・流出							⑤⑤
VI5 農地、森林等の荒廃							⑤⑥ ⑤⑦
VI6 避難所等における環境の悪化	⑤⑧		⑤⑨ ⑥⑩				
VII1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態							⑥①
VII2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	※横断的分野で記載						
VII3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無	※横断的分野で記載						

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野						
	行政機能 ・消防 ・防災教育	住宅 ・都市 ・土地利用	保健医療 ・福祉	産業	エネルギー ・情報通信	交通 ・物流	地域保全 ・環境
形の文化の衰退・損失							
VII4 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態						⑥7	
VII5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		⑥8					
VII6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	※横断的分野で記載						

【横断的分野】

※表中の番号は、第3章 2 具体的な強靱化の推進方針・関連事業 に記載した関連施策の番号

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	横断的分野		
	リスクコミュニケーション・人材育成	広域連携 ・官民連携	老朽化 対策
I 1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	※個別施策分野で記載		
I 2 多数の利用者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	※個別施策分野で記載		
I 3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物浸水	⑧		
I 4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	※個別施策分野で記載		
I 5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	⑪		
I 6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		⑫⑬	
I 7 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	⑭⑮		
II 1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	※個別施策分野で記載		
II 2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	※個別施策分野で記載		
II 3 警察、消防等による救助・救急活動等の不足	⑳㉑		
II 4 医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		㉒	
II 5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	※個別施策分野で記載		
II 6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	※個別施策分野で記載		
III 1 市役所をはじめとする地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			㉓
III 2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		㉔	
III 3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	※個別施策分野で記載		
III 4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	※個別施策分野で記載		
IV 1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	※個別施策分野で記載		
IV 2 食料・飲料水等の安定供給の停滞		㉕	
V 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPGガスサプライチェーンの機能停止		㉖	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	横断的分野		
	リスクコミュニケーション・人材育成	広域連携 ・官民連携	老朽化 対策
V2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			④③
V3 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止	※個別施策分野で記載		
V4 防災インフラの長期間にわたる機能不全	④⑦	④⑦	
VI1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	④⑧		
VI2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	※個別施策分野で記載		
VI3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	⑤②	⑤①	
VI4 有害物質の大規模拡散・流出	※個別施策分野で記載		
VI5 農地、森林等の荒廃			⑤⑥
VI6 避難所等における環境の悪化	※個別施策分野で記載		
VII1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	※個別施策分野で記載		
VII2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	⑥② ⑥③ ⑥④		
VII3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	⑥⑤ ⑥⑥		
VII4 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	※個別施策分野で記載		
VII5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	⑥⑨		
VII6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	⑦⑩		

第4章 資料編

1 府省庁の補助金・交付金等活用予定事業一覧

事業項目	想定している 補助金・ 交付金名	補助対象事業費 (千円)	うち補助金額 (千円)	所管課
とうかい防止事業	住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	—	—	建築住宅課
公営住宅長寿命化事業	公営住宅等ストック総合改善事業	—	—	建築住宅課
無居住家屋等対策事業	空き家再生等推進事業	—	—	建築住宅課
佐久平駅南土地区画整理事業地内に整備する幹線道路の無電柱化事業	都市構造再編集中支援事業	153,969（令和2年度） 239,787（令和3年度）	113,804（令和2年度） 55,835（令和3年度）	都市開発室
道路事業 (交通安全対策事業)	防災・安全交付金	70,500（令和3年度） 60,000（令和4年度）	35,000（令和3年度） 27,550（令和4年度）	道路建設課
文化施設耐震改修等事業	緊急防災・減災事業債	59,049（令和2年度） 8,000（令和3年度） 117,975（令和4年度）	59,000（令和2年度） 8,000（令和3年度） 117,900（令和4年度）	文化振興課
都市構造再編集中支援事業（野沢地区）	都市構造再編集中支援事業	272,500（令和2年度） 397,500（令和3年度） 1,470,200（令和4年度） 599,700（令和5年度） 2,132,900（令和6年度）	2,422,300（令和2年度～令和6年度）	都市計画課 子育て支援課 福祉課 文化振興課
都市構造再編集中支援事業（中込地区）	都市構造再編集中支援事業	40,000（令和4年度） 427,000（令和5年度） 642,400（令和6年度） 825,500（令和7年度） 452,700（令和8年度）	1,193,700（令和4年度～令和8年度）	都市計画課 子育て支援課
宅地耐震化推進事業	防災・安全交付金	—	—	都市計画課
緊急自然災害防止対策事業(河川)	防災・安全交付金	397,900（令和2年度） 359,170（令和3年度） 72,670（令和4年度）	—	土木課

事業項目	想定している 補助金・ 交付金名	補助対象事業費 (千円)	うち補助金額 (千円)	所管課
緊急自然災害防止対策事業(道路防災)	防災・安全交付金	33,900 (令和2年度) 295,400 (令和3年度) 68,700 (令和4年度) 34,000 (令和5年度) 34,000 (令和6年度) 34,000 (令和7年度)	—	土木課 道路建設課
緊急浚渫推進事業	防災・安全交付金	182,800 (令和2年度) 7,000 (令和3年度) 5,000 (令和4年度) 5,000 (令和5年度)	—	土木課
河川等土砂搬出整備事業	防災・安全交付金	321,300 (令和5年度) 36,200 (令和6年度) 710 (令和7年度) 710 (令和8年度) 710 (令和9年度)	—	道路建設課
下水道床上浸水対策事業	防災・安全交付金	—	—	下水道課
下水道浸水被害軽減総合事業	防災・安全交付金	—	—	下水道課
河川洪水ハザードマップ作成事業	特別交付税	23,892 (令和3年度)	—	危機管理課
住環境整備支援事業	住宅・建築物安全ストック形成事業	—	—	建築住宅課
防災拠点施設 市庁舎非常用電源整備事業	該当なし	40,000 (令和2年度)	—	財政課
令和元年東日本台風災害 佐久市コスモホール電気・機械設備等復旧工事	緊急防災・減災事業債	214,959 (令和2年度)	214,800 (令和2年度)	文化振興課
下水道施設整備事業 (公共・特環)	防災・安全交付金	70,000 (令和3年度) 346,000 (令和4年度) 123,000 (令和5年度) 386,000 (令和6年度) 672,000 (令和7年度)	35,000 (令和3年度) 187,500 (令和4年度) 63,250 (令和5年度) 193,000 (令和6年度) 336,000 (令和7年度)	下水道課
内水浸水リスクマネジメント推進事業	防災・安全交付金 (重点)	60,000 (令和6年度)	30,000 (令和6年度)	下水道課

事業項目	想定している 補助金・ 交付金名	補助対象事業費 (千円)	うち補助金額 (千円)	所管課
橋梁長寿命化修繕事業	道路メンテナンス 事業補助	24,400 (令和2年度)	12,200 (令和2年度)	道路建設 課
		71,010 (令和3年度)	39,050 (令和3年度)	
		132,000 (令和4年度)	72,600 (令和4年度)	
		278,529 (令和5年度)	160,440 (令和5年度)	
		55,000 (令和6年度)	30,250 (令和6年度)	
		55,000 (令和7年度)	30,250 (令和7年度)	
		55,000 (令和8年度)	30,250 (令和8年度)	
道路橋梁定期点検	道路メンテナンス 事業補助	47,000 (令和2年度)	25,850 (令和2年度)	土木課
		45,000 (令和3年度)	24,750 (令和3年度)	
		45,000 (令和4年度)	24,750 (令和4年度)	
		34,000 (令和5年度)	18,700 (令和5年度)	
		48,000 (令和6年度)	26,400 (令和6年度)	
アンダーパス冠水被害対策 事業	防災・安全交付 金	3,530 (令和3年度)	—	土木課
道路事業 (狭あい道路整備等促進事 業)	社会資本整備総 合交付金	10,876 (令和2年度)	5,438 (令和2年度)	土木課
道路事業(国土強靱化)	防災・安全交付 金	15,000 (令和2年度)	7,500 (令和2年度)	土木課
道路事業	社会資本整備総 合交付金	14,170 (令和2年度)	7,000 (令和2年度)	道路建設 課
		691,417 (令和3年度)	263,050 (令和3年度)	
		242,620 (令和4年度)	118,500 (令和4年度)	
		622,105 (令和5年度)	305,488 (令和5年度)	
		415,201 (令和6年度)	198,320 (令和6年度)	
		380,334 (令和7年度)	181,982 (令和7年度)	
		855,160 (令和8年度)	415,800 (令和8年度)	
431,460 (令和9年度)	198,950 (令和9年度)			
しなの鉄道軌道安全輸送 設備等整備事業 *佐久市は、しなの鉄道の 事業費に対して出資割合に 応じた負担金を支出する	二酸化炭素排出 抑制対策事業 (しなの鉄道が事 業者)	1,689,215 (令和2年度)	9,852 (令和2年度)	道路建設 課
		1,286,466 (令和3年度)	7,503 (令和3年度)	
		1,163,500 (令和4年度)	6,753 (令和4年度)	
		1,243,206 (令和5年度)	7,252 (令和5年度)	
		778,260 (令和6年度)	4,539 (令和6年度)	
		779,360 (令和7年度)	4,546 (令和7年度)	
		779,360 (令和8年度)	4,546 (令和8年度)	
396,680 (令和9年度)	2,313 (令和9年度)			
下水道施設整備事業 (農集)	農山漁村地域整 備交付金	—	—	下水道課

事業項目	想定している 補助金・ 交付金名	補助対象事業費 (千円)	うち補助金額 (千円)	所管課
ため池ハザードマップ作成事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	5,854 (令和2年度) 3,872 (令和3年度)	5,854 (令和2年度) 3,872 (令和3年度)	耕地林務課
野生鳥獣保護管理等対策事業	鳥獣被害防止総合対策交付金	15,700 (令和2年度) 15,364 (令和3年度) 15,364 (令和4年度) 15,364 (令和5年度)	15,700 (令和2年度) 15,364 (令和3年度) 15,364 (令和4年度) 15,364 (令和5年度)	耕地林務課
林道橋梁長寿命化事業	農山漁村地域整備交付金	29,900 (令和4年度)	11,069 (令和4年度)	耕地林務課
農山漁村地域整備交付金 林道改良事業	農山漁村地域整備交付金	11,968 (令和3年度)	5,984 (令和3年度)	耕地林務課
松くい虫防除対策事業	松くい虫防除事業補助金	4,878 (令和2年度) 6,080 (令和3年度) 6,080 (令和4年度) 6,080 (令和5年度)	3,658 (令和2年度) 4,560 (令和3年度) 4,560 (令和4年度) 4,560 (令和5年度)	耕地林務課
間伐対策事業	間伐対策事業補助金	11,900 (令和2年度) 12,480 (令和3年度) 12,480 (令和4年度) 12,480 (令和5年度)	8,330 (令和2年度) 8,736 (令和3年度) 8,736 (令和4年度) 8,736 (令和5年度)	耕地林務課
地籍調査事業	地籍調査費負担金 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	13,015 (令和2年度) 15,000 (令和3年度) 15,000 (令和4年度) 21,900 (令和5年度)	9,761 (令和2年度) 11,250 (令和3年度) 11,250 (令和4年度) 16,425 (令和5年度)	耕地林務課
佐久市臼田総合福祉センターあいとぴあ臼田空調機器等改修工事	災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	—	—	高齢者福祉課

2 道路事業個別路線一覧

事業名	事業期間	全体事業費（千円）
市道 42-1 号線(上中込田口)歩道整備工事	令和 5 年 3 月供用予定	130,500
市道 46-89 号線（入澤）道路築造工事	令和 6 年 3 月供用予定	677,939
市道 35-36 号線（常和）道路築造工事	令和 6 年 3 月供用予定	415,071
主要市道セーフティリニューアル事業	令和 8 年 3 月供用予定	196,488
市道 2-1 号線（岩村田）道路改良工事	令和 9 年 3 月供用予定	223,433
市道 11-5 号線（根々井塚原）道路改良工事	令和 7 年 3 月供用予定	140,888
常田・赤岩線道路築造工事	令和 10 年 3 月供用予定	973,550
市道 7-103 号線外（下平尾）歩道整備工事	令和 10 年 3 月供用予定	506,312
市道 4-1 号線（小田井曾根）道路改良工事	令和 9 年 3 月供用予定	409,900
武道館アクセス道路 道路改良工事	令和 10 年 3 月供用予定	632,300
市道 25-123 号線外（下平）道路改良工事	令和 6 年 3 月供用予定	45,000
合 計		4,351,381

佐久市国土強靱化地域計画

令和3年3月

発行：長野県佐久市

編集：佐久市総務部危機管理課

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056

電話：0267-62-3008（直通）

FAX：0267-63-1680

